

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度遠軽町一般会計補正予算第6号）
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 議案第 1号 表彰について
- 日程第 7 議案第 2号 遠軽地区広域組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第 8 議案第 3号 遠軽町暴力団排除条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4号 遠軽町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第 5号 遠軽町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第 6号 遠軽町町営住宅等の整備の基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第 7号 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 8号 遠軽町都市公園条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 9号 町道路線の認定について
- 日程第15 議案第10号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第11号 指定管理者の指定について（伊吹牧場ほか10施設）
- 日程第17 議案第12号 指定管理者の指定について（生田原コミュニティセンター「ノースキング」）
- 日程第18 議案第13号 平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第19 議案第14号 平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第15号 平成24年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 一般質問
- 日程第22 議案第 3号 遠軽町暴力団排除条例の制定について
（付託案件） （民生常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第23 議案第 4号 遠軽町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
（付託案件） いて（経済常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第24 議案第 5号 遠軽町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準を定める条例の制定について（経済常任委

員会審査報告、会期中審査)

- 日程第 2 5 議案第 6 号 遠軽町町営住宅等の整備の基準を定める条例の制定について
(付託案件) (経済常任委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 2 6 議案第 7 号 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について
(付託案件) (経済常任委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 2 7 議案第 8 号 遠軽町都市公園条例の一部改正について
(付託案件) (経済常任委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 2 8 発委第 1 号 遠軽町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 2 9 発委第 2 号 遠軽町議会会議規則の一部改正について

平成24年第6回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

平成24年12月11日（火）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度遠軽町一般会計補正予算第6号） |
| 日程第 5 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 6 | 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第 7 | 議案第 2号 | 遠軽地区広域組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について |
| 日程第 8 | 議案第 3号 | 遠軽町暴力団排除条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 4号 | 遠軽町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 5号 | 遠軽町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準を定める条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 6号 | 遠軽町町営住宅等の整備の基準を定める条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 7号 | 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 8号 | 遠軽町都市公園条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 9号 | 町道路線の認定について |
| 日程第 15 | 議案第 10号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 16 | 議案第 11号 | 指定管理者の指定について（伊吹牧場ほか10施設） |
| 日程第 17 | 議案第 12号 | 指定管理者の指定について（生田原コミュニティセンター「ノースキング」） |
| 日程第 18 | 議案第 13号 | 平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第 19 | 議案第 14号 | 平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |

《平成24年12月11日》

◎出席議員（17名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	浅水輝彦君
	1番	石田通行君	2番	今村則康君
	3番	清野嘉之君	4番	林照雄君
	5番	黒坂貴行君	6番	松田良一君
	8番	山田和夫君	9番	岩澤武征君
	10番	杉本信一君	11番	山谷敬二君
	12番	高橋眞千子君	13番	荒井範明君
	14番	阿部君枝君	15番	奥田稔君
	16番	高橋義詔君		

◎欠席議員（1名）

7番 岩上孝義君

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	富永史朗君
農業委員会 会長	石丸政雄君		

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	村本秀敏君	経済部長	高嶋朝雄君
経済部技監	松井雅弘君	総務課長	寒河江陽一君
情報管財課長	岩山靖彦君	企画課長	加藤俊之君
財政課長	太田守君	保健福祉課長	松橋行雄君
住民生活課長	渡辺喜代則君	農政林務課長	安藤清貴君
建設課長	中川原英明君	建設課参事	山本善宏君
会計管理者	小野寺健君	生田原総合支所長	岡村宏君
丸瀬布総合支所長	工藤敏広君	白滝総合支所長	池田博利君
生田原総合支所地域民課長	熊沢広正君	農政林務課主幹	澤口浩幸君
建設課主幹	内野清一君	教育長	河原英男君
教育部長	橋本健一君	教育部次長	藤江敏博君
図書館長	佐川哲史君	総務課参事	藤本陽一君
監査委員事務局長	舟木淳次君	農業委員会事務局長	安江陽一郎君

選挙管理委員会事務局長 舟 木 淳 次 君

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	伯 谷 正 明 君	庶務・議事担当主任	小 玉 美 紀 子 君
事務局 主 幹	河 本 伸 二 君	庶務・議事担当主任	梶 田 淳 一 君

《平成24年12月11日》

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成24年第6回遠軽町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（伯谷正明君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、17人であります。

なお、岩上議員より、欠席の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、富永教育委員長、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成24年度例月出納検査の結果、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第21までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げます。

以上で報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、岩澤議員、阿部議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

杉本議会運営委員長。

○10番（杉本信一君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成24年第6回遠軽町議会定例会の会期につきまして

は、12月6日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から12月13日までの3日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、12月12日午後2時までに事務局へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月13日までの3日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月13日までの3日間と決定いたしました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成24年第6回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、第5回遠軽町議会臨時会以降における行政について御報告いたします。

生田原コミュニティセンター「ノースキング」レストラン改修工事等についてであります。11月25日にテナント業者が撤退したことから、12月13日の再オープンに向け、翌26日から厨房等改修工事に着手したところであり、町といたしましても、今後とも公社と十分に連携をとりながら、利用者に御不便をおかけしないよう対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、オホーツク管内町村長研修会が、11月19日、20日、岩手県大槌町で開催されました。大槌町は、東日本大震災による津波と火災で、人口の1割近くに及ぶ約1,300人のとうとい命が奪われ、しかも、大槌町役場においては、町長初め、課長級以上職員の大半を含む4分の1の職員が犠牲になったことにより、行政機能の停止を余儀なくされました。

研修では、町長から、被害の悲惨さもさることながら、復興を進める中で、例年であれば60億円程度の予算が復興予算も含めて1,000億円を超える膨大な震災関連業務を執行している状況の中、職員不足の影響に伴う業務の混乱などから、心の病で業務につけない職員も出てきており、県や県外自治体からのさらなる職員の派遣を懇願されたところ です。

研修を終え、大槌町の一日も早い復興を願うとともに、防災・危機管理体制の充実の必要性を改めて認識したところです。

《平成24年12月11日》

次に、町内の観光施設についてであります。10月21日には丸瀬布森林公園いこいの森の閉園式を行ったところであり、閉園式前には、雨宮21号がJR北海道の準鉄道記念物に指定されたことから、指定書と記念プレートの贈呈式が行われたところです。

また、10月26日には、太陽の丘えんがる公園も閉園したところです。

昨年は、震災等の影響で、いこいの森キャンプ場、虹のひろばコスモス園ともに、利用者や入園者が減少したところですが、今年は入込観光客数が増加し、回復に転じたところです。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについては、12月16日実施される衆議院議員選挙に係る予算措置に急を要したため、平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員であります山口智恵氏が平成25年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽地区広域組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更については、遠軽地区広域組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第3号遠軽町暴力団排除条例の制定については、暴力団の排除に関する基本理念や施策等を定めることにより、町内から暴力団の排除を推進し、町民の安全で安心な生活を確保するため、本条例を制定するものです。

議案第4号から議案第8号までについては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の制定及び改正をするものです。

議案第4号遠軽町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定については、道路法の一部改正に伴い、本条例を制定するものです。

議案第5号遠軽町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準を定める条例の制定については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、本条例を制定するものです。

議案第6号遠軽町町営住宅等の整備の基準を定める条例の制定については、公営住宅法の一部改正に伴い、本条例を制定するものです。

議案第7号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正については、公営住宅法の一部改正に伴う入居収入基準の規定及び条文等を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第8号遠軽町都市公園条例の一部改正については、都市公園法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

《平成24年12月11日》

議案第9号町道路線の認定については、開発行為及び旭川紋別自動車道丸瀬布遠軽道路の整備に伴う道路築造により、町道路線を認定するものです。

議案第10号工事請負契約の締結については、平成24年度向遠軽開拓道路道路改良工事（国債）について、議会の議決を求めるものです。

議案第11号及び議案第12号指定管理者の指定については、伊吹牧場ほか10施設及び生田原コミュニティセンター「ノースキング」の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第13号平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、道支出金、寄附金を補正し、寄附金については、寄附者の御意志に沿いまして、目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、生田原地域旧職員住宅・旧教職員住宅解体工事請負費、テレビ北海道（TVh）地上デジタル中継局整備に係る経費、法制度改正に伴う介護給付費・訓練等給付費の追加、養護老人ホーム緑の園等建設事業補助金、歯科診療所業務委託料、旭野一般廃棄物最終処分場中間処理施設設計業務委託料、（仮称）やまなみ団地町営住宅設計業務委託料等に係る経費を計上したところです。

議案第14号平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、国民健康保険療養給付費等負担金の確定に伴う返還金等に係る経費を計上したところです。

議案第15号平成24年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、遠軽地区介護認定支援ネットワークシステム改修業務委託料等に係る経費を計上したところです。

以上が、本議会に提出いたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

以上で、第6回遠軽町議会定例会の行政報告と提出案件要旨の説明を終わらせていただきます。

◎日程第4 承認第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度遠軽町一般会計補正予算第6号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

《平成24年12月11日》

平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第5号、専決処分書について御説明いたします。

平成24年11月16日の衆議院解散により衆議院議員選挙経費の予算措置に急を要しましたので、平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）につきまして、平成24年11月16日付で専決処分を行ったものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,363万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を137億6,305万1,000円としたものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、3項委託金に1,363万4,000円を追加し、総額を7億4,920万5,000円とするものであります。

これによりまして、歳入合計137億4,941万7,000円に1,363万4,000円を追加し、総額を137億6,305万1,000円とするものであります。

次に、2、歳出について御説明いたします。

2款総務費につきましては、4項選挙費に1,363万4,000円を追加し、総額を27億5,118万円とするものであります。

これによりまして、歳出合計137億4,941万7,000円に1,363万4,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の137億6,305万1,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。8ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費4項選挙費2目衆議院議員選挙費、衆議院議員選挙一般事務費1,363万4,000円の追加につきましては、11月16日衆議院の解散に伴い、12月4日公示、同16日に選挙投開票日とする第46回衆議院議員総選挙の執行経費として、報酬、職員手当等、賃金などを計上するものであります。財源は、全額、選挙費委託金であります。

次に、歳入について御説明いたします。6ページをお開き願います。

2、歳入。

14款国庫支出金3項委託金1目総務費委託金、1,363万4,000円につきましては、衆議院議員選挙費委託金であります。

以上で説明を終わります。

《平成24年12月11日》

○議長（前田篤秀君） これより、承認第1号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。

2款総務費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

14款国庫支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 以上で、承認第1号の質疑を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度遠軽町一般会計補正予算第6号）を採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 諮問第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員山口智恵氏が平成25年3月31日をもって任期満了となるため、後任の候補者を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町大通北4丁目2番地4、氏名、山口智恵、生年月日、昭和36年2月13日であります。

山口智恵氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 議案第1号表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、次のとおり表彰したく、議会の議決を求めるものであります。

遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当いたします社会功労でありまして、日高郡新ひだか町静内木場町1丁目1番22号、池内ベニヤ株式会社様から、まちづくり振興資金といたしまして100万円の御寄附をいただいたものであります。

以上、法人1件につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰したく、提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 議案第2号遠軽地区広域組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第2号遠軽地区広域組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について御説明いたします。

遠軽地区広域組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、別紙をお開き願います。

遠軽地区広域組合規約の一部を変更する規約。

別紙の内容を省略しまして、次のページの参考資料、新旧対照表により御説明いたします。参考資料、遠軽地区広域組合規約新旧対照表、1ページをお開き願います。

第3条、組合の共同処理する事務。

第2号中「し尿の収集、処理に関連する」を「し尿の収集及び処理並びにごみ焼却施設の設置及び管理運営に関する」に、同条第3号中「汚泥の収集、処理に関連する」を「汚泥の収集及び処理に関する」に、同条第4号中「関連する」を「関する」に変更するものです。

次に、別表（第13条関係）の「し尿処理施設の運営及び維持管理に関する経費」の項と、「容器包装廃棄物処理施設の運営及び維持管理に関する経費」の項の間に、「ごみ焼却施設の運営及び維持管理に関する経費」の項を追加し、負担割合は可燃ごみ搬入量、実績割100%とするものです。

同表、最下段の項「し尿処理施設及び容器包装廃棄物処理施設の建設及び整備に関する経費」の「し尿処理施設及び」の次に「ごみ焼却施設並びに」を追加し、負担割合は人口割50%、財政割30%、均等割20%とする。

また、（注）の第3号の「年間収集量」を「収集量、搬入量及び処理量」とするものです。

以上で、資料の説明を終わりました。別紙に戻りまして、附則としまして、第1項、施行期日。この規約は、平成25年4月1日から施行する。

第2項、経過措置では、別表（第13条関係）に追加しましたごみ焼却施設の運営及び維持管理に関する経費の負担割合を、可燃ごみ搬入量実績割100%とすることに伴い、実績割が前年の収入量、搬入量及び処理量となっているため、この規約の施行の日以後にごみ焼却施設の運営及び維持管理に関する経費の負担の割合を算定する場合において、遠軽町清掃センターの可燃ごみ搬入量があるときは、これを算入するものとするものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽地区広域組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長(前田篤秀君) 日程第8 議案第3号遠軽町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長(渡辺喜代則君) 議案第3号遠軽町暴力団排除条例の制定について御説明いたします。

暴力団の排除に関する基本理念や施策等を定めることにより、町内から暴力団の排除を推進し、町民の安全で安心な生活を確保するため、本条例を制定したく、議会の議決を求めるものであります。

それでは、別紙をお開き願います。

遠軽町暴力団排除条例。

第1条は目的でありまして、町、町民及び事業者が一体となって、町民の生活や社会経済活動の場から暴力団及び暴力団員を排除し、安全で平穏な生活の確保と継続、地域経済活動の健全な発展に寄与することを目的とするものであります。

第2条はこの条例における用語の定義でありまして、第1号では暴力団について、第2号では暴力団員について、第3号では暴力団関係事業者について、第4号では暴力団排除について、第5号では町民について、第6号では事業者について、その用語の意義を定めるものであります。

第3条はこの条例の基礎になります基本理念でありまして、暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団を利用しないという三ない運動の精神を遵守し、関係機関及び団体も含めた町内全体での連携と協力のもと、一丸となって暴力団排除を推進することを定めるものであります。

第4条は町の責務でありまして、町民、事業者、関係機関及び団体と連携して施策を推進することを定めるものであります。

第5条は町民及び事業者の責務でありまして、第1項で町民について、第2項で事業者について町の施策に協力することを定め、第3項では町または警察署や関係機関への情報の提供を定めるものであります。

第6条は、町内において暴力団排除を推進する体制を町が警察署や関係機関及び団体と連携して整備することを定めるものであります。

第7条は、暴力団員から町職員に対して不当要求行為があった場合には、これを拒否

《平成24年12月11日》

し、これに対する措置を講ずることを定めるものであります。

第8条は、町が暴力団員または暴力団関係事業者を公共事業の入札に参加させないことや契約の相手方から排除するなどの措置と、契約後に暴力団員から不当介入を受けた場合には町に報告し、警察に通報するなど、必要な義務への協力を定め、これに違反したときは、町が実施する入札に参加させないことを定めるものであります。

第9条は、公共施設を暴力団活動には利用させないことを定め、許可後であっても、暴力団の活動に利用されていると認めるときは、許可の取り消しまたは利用の停止を求めることを定めるものであります。

第10条は、暴力団排除の活動に協力する町民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援や広報及び啓発を行うことを定めるものであります。

第11条は、青少年に対して暴力団排除の重要性を認識するための教育の実施に努め、保護者及び青少年の育成に携わる者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うことを定めるものであります。

第12条は、町民が暴力団に対して財産上の利益の供与を禁止することを定めるものであります。

第13条は、町民が暴力団の威力を利用することを禁止することを定めるものであります。

第14条は、この条例に基づき暴力団排除に関する事項を定めることについて、町長に委任することを定めるものであります。

附則としまして、第1項は、平成25年4月1日を施行期日として定めるものであります。

第2項は、暴力団排除条例の施行に伴う既存の類似条例、遠軽町公共施設の暴力団排除に関する条例を廃止することを定めるものであります。

第3項は、暴力団排除条例への移行に伴う旧条例の経過措置について定めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号遠軽町暴力団排除条例の制定については、なお審査の必要があると思われるので、民生常任委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

《平成24年12月11日》

したがって、本案は民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

◎日程第9 議案第4号から日程第13 議案第8号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第4号遠軽町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、日程第10 議案第5号遠軽町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準を定める条例の制定について、日程第11 議案第6号遠軽町町営住宅等の整備の基準を定める条例の制定について、日程第12 議案第7号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について、日程第13 議案第8号遠軽町都市公園条例の一部改正についてを一括して議題といたします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） 議案第4号遠軽町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について御説明いたします。

地域主権一括法の施行により、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による道路法の一部改正に伴い、本条例を制定するものでございます。

別紙をお開き願います。

遠軽町道路の構造の技術的基準等を定める条例。

本条例は、第1条から第45条の構成になっております。

第1条は趣旨に関する規定でありまして、町道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定めるものです。

第2条は定義に関する規定でありまして、条例で使用する用語について定めるものです。

第3条は道路の区分に関する規定でありまして、道路の区分は政令第3条の定めによるものです。

第4条は町道の構造の技術的基準に関する規定でありまして、町道を新設または改築する場合に、町道の構造の技術的基準は第5条から第44条までに定めるとするものです。

第5条は車線等に関する規定でありまして、第1項は車線の構成について、第2項、第3項は車線数について、第4項、第5項は車線の幅員について、それぞれ定めるものです。

第6条は車線の分離等に関する規定でありまして、第1項は車線の数が4以上である道路の車線について、第2項、第3項は中央帯について、第4項、第5項は側帯について、第6項、第7項は分離帯について、第8項は除雪を考慮した中央帯の幅員について、それぞれ定めるものです。

第7条は副道に関する規定でありまして、第1項は車線の数に応じて副道を設けること

《平成24年12月11日》

について、第2項は副道の幅員について定めるものです。

第8条は路肩に関する規定でありまして、第1項は道路には路肩を設けることについて、第2項、第3項は車道の左右に設ける路肩の幅員について、第4項はトンネルに接続する路肩の幅員について、第5項は副道に接続する路肩の幅員について、第6項は歩道、自転車道等を設ける道路の路肩について、第7項は主要構造部を保護する場合の路肩について、第8項は路上施設を設ける場合の路肩の幅員について、第9項は歩道、自歩道を設けない場合の路肩の幅員について、第10項は除雪を考慮した路肩の幅員について、それぞれ定めるものです。

第9条は停車帯に関する規定でありまして、第1項は道路区分により必要がある場合においては停車帯を設けることについて、第2項、第3項は停車帯の幅員について、それぞれ定めるものです。

第10条は自転車道に関する規定でありまして、第1項は自転車道及び自転車の交通量に応じて自転車道を道路の各側に設けることについて、第2項は自転車の通行を分離する場合の設置位置について、第3項は自転車道の幅員について、第4項は自転車道に路上施設を設ける場合の幅員について、第5項は自転車の交通状況を考慮した自転車道の幅員を定めることについて、それぞれ定めるものです。

第11条は自転車歩行者道に関する規定でありまして、第1項は交通量等に応じて自転車歩行者道を道路に設けることについて、第2項は幅員について、第3項は横断歩道等または路上施設を設けるときの幅員について、第4項は交通状況と除雪を考慮した幅員を定めることについて、それぞれ定めるものです。

第12条は歩道に関する規定でありまして、第1項、第2項は道路の区分等に応じて歩道を設けることについて、第3項、第4項は歩道の幅員について、第5項は歩道の交通状況と除雪を考慮することについて、それぞれ定めるものです。

第13条は歩行者の滞留の用に供する部分に関する規定でありまして、安全かつ円滑な通行ができる歩行者の滞留の用に供する部分を設けることを定めるものです。

第14条は堆雪幅に関する規定でありまして、第1項は道路の外縁に堆雪幅を設けることについて、第2項は道路の中央帯、路肩等一部を冬期において堆雪幅として用いることができることについて定めるものです。

第15条は植樹帯に関する規定でありまして、第1項は道路の区分に応じて植樹帯を設けることについて、第2項、第3項は植樹帯の幅員について、第4項は植樹帯の適正な植栽について、それぞれ定めるものです。

第16条は設計速度に関する規定でありまして、第1項は道路の区分に応じた設計速度について、第2項は副道の設計速度について定めるものです。

第17条は車道の屈曲部に関する規定でありまして、車道の屈曲部を曲線とすることについて定めるものです。

第18条は曲線半径に関する規定でありまして、設計速度に応じた曲線半径について定

めるものです。

第19条は曲線部の片勾配に関する規定でありまして、道路の区分、設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案した片勾配について定めるものです。

第20条は曲線部の車線等の拡幅に関する規定でありまして、設計車両及び曲線半径に応じた車線の拡幅について定めるものです。

第21条は緩和区間に関する規定でありまして、第1項は車両の屈曲部に緩和区間を設けることについて、第2項は車道屈曲部のすりつけについて、第3項は緩和区間の長さについて、それぞれ定めるものです。

第22条は視距等に関する規定でありまして、第1項は設計速度に応じた視距の長さについて、第2項は車線の数が2である道路に必要な応じ追い越しを行う区間を設けることについて定めるものです。

第23条は縦断勾配に関する規定でありまして、道路の区分及び設計速度に応じた縦断勾配について定めるものです。

第24条は登坂車線に関する規定でありまして、第1項は必要に応じ登坂車線を設けることについて、第2項は登坂車線の幅員について定めるものです。

第25条は縦断曲線に関する規定でありまして、第1項は車道の縦断勾配が変移する箇所に縦断曲線を設けることについて、第2項は設計速度及び曲線形に応じた縦断曲線の半径について、第3項は設計速度に応じた縦断曲線の長さについて、それぞれ定めるものです。

第26条は舗装に関する規定でありまして、第1項は車道等の舗装について、第2項は規則で定める基準に適合する構造について、第3項は舗装構造について、それぞれ定めるものです。

第27条は横断勾配に関する規定でありまして、第1項は車道、中央帯の路面の種類に応じた横断勾配について、第2項、第3項は歩道または自転車道等の横断勾配について、それぞれ定めるものです。

第28条は合成勾配に関する規定でありまして、第1項は合成勾配の値について、第2項は冬期の状況を考慮する必要がない道路における設計速度に応じた合成勾配について、それぞれ定めるものです。

第29条は排水施設に関する規定でありまして、必要がある場合に排水施設を設けることについて定めるものです。

第30条は平面交差または接続に関する規定でありまして、第1項は道路の平面交差の数について、第2項は構造について、第3項、第4項は道路に応じた車線の幅員について、第5項は設計速度に応じたすりつけについて、それぞれ定めるものです。

第31条は立体交差に関する規定でありまして、第1項、第2項は立体交差の基準について、第3項、第4項は連結路について、それぞれ定めるものです。

第32条は鉄道等の平面交差に関する規定でありまして、道路が鉄道または軌道と同一

平面で交差する場合の道路構造について規定するもので、第1号は交差角について、第2号は踏切道の両側の道路基準について、第3号は見通し区間の長さについて、それぞれ定めるものです。

第33条は待避所に関する規定でありまして、特定の道路に待避所を設けることを規定するもので、第1号は待避所間の距離について、第2号は待避所間の見通しについて、第3号は待避所の長さとその区間の車道幅員について、それぞれ定めるものです。

第34条は交通安全施設に関する規定でありまして、事故防止を図る必要がある場合において、横断歩道等の交通安全施設を規則で定めるものを設けることについて定めるものです。

第35条は凸部、狭窄部等に関する規定でありまして、道路の区分等に応じて自動車を減速させ、歩行者または自転車の安全を確保する必要がある場合に設けることを定めるものです。

第36条は乗合自動車の停留所等に設ける交通島に関する規定でありまして、自転車道、自転車歩行者道または歩道に接続しない停留所に、必要に応じ交通島を設けることについて定めるものです。

第37条は自動車駐車場等に関する規定でありまして、必要がある場合は自転車駐車場等を設けることについて定めるものです。

第38条は防雪施設その他防護施設に関する規定でありまして、第1項は交通に支障を及ぼす箇所には防雪施設等を設けることについて、第2項は交通に支障を及ぼし、または道路に損傷を与える箇所には防護施設を設けることについて、それぞれ定めるものです。

第39条はトンネルに関する規定でありまして、第1項は交通量及びトンネルの長さに応じて換気施設を設けることについて、第2項は照明施設について、第3項は非常用施設について、それぞれ定めるものです。

第40条は橋、高架の道路等に関する規定でありまして、第1項は橋、高架の道路その他これらに類する道路の構造について、第2項は前項の構造の基準について、それぞれ定めるものです。

第41条は附帯工事等の特例に関する規定でありまして、他の道路に関する工事または道路に関する工事以外の工事を施行する場合の特例について定めるものです。

第42条は小区間改築の場合の特例に関する規定でありまして、第1項は道路の交通に著しい支障がある小区間を改築する場合の特例について、第2項は道路の交通の安全の保持に著しい支障がある場合の特例について、それぞれ定めるものです。

第43条は自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路に関する規定でありまして、第1項は自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の幅員について、第2項は側方余裕幅について、第3項は路上施設を設ける場合について、第4項は線形、勾配等について、第5項は適用しない条項について、それぞれ定めるものです。

第44条は歩行者専用道路に関する規定でありまして、第1項は歩行者専用道路の幅員

について、第2項は路上施設を設ける場合について、第3項は線形、勾配について、第4項は適用しない条項について、それぞれ定めるものです。

第45条は、町道に設ける道路標識の寸法は、視認性及び国道並びに道道等との整合性を考慮することについて定めるものです。

附則第1項として、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附則第2項は経過措置として、この条例の施行の際、現に新設または改築の工事中の町道については、第5条から第44条までの規定に適合しない部分がある場合は、当該部分に対しては本条例の適用外とし、改正前の道路構造令の規定があるときは、当該部分に関しては当該旧道路構造令の規定の例によるものとするものでございます。

なお、参考資料として、本条例に基づく規則を添付しておりますので、御参照願いたいと思います。

以上で終わります。

続きまして、議案第5号遠軽町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準を定める条例の制定について御説明いたします。

本条例につきましても議案第4号と同様に、地域主権一括法の施行により本条例を制定するものでございます。

別紙をお開き願います。

遠軽町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準を定める条例。

本条例は、第1章から第6章までの34条の構成となっております。

第1章総則につきましても、2条の構成となっております。

第1条は趣旨に関する規定でありまして、遠軽町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準を定めるものです。

第2条は定義に関する規定でありまして、条例で使用する用語について定めるものです。

第2章歩道等につきましても、8条の構成となっております。

第3条は歩道に関する規定でありまして、道路には歩道を設けることを定めるものです。

第4条は有効幅員に関する規定でありまして、第1項は歩道等の有効幅員について、第2項は自転車歩行者道の有効幅員について、第3項は有効幅員は交通の状況を考慮することについて、それぞれ定めるものです。

第5条は舗装に関する規定でありまして、第1項は歩道等の舗装の構造について、第2項は歩道等の舗装の仕上げについて定めるものです。

第6条は勾配に関する規定でありまして、第1項は歩道等の縦断勾配について、第2項は歩道等の横断勾配について定めるものです。

第7条は歩道等と車道等の分離に関する規定でありまして、第1項は縁石線について、

《平成24年12月11日》

第2項は縁石の高さについて、第3項は植樹帯等について、それぞれ定めております。

第8条は高さに関する規定でありまして、第1項は縁石のない車道等に対する高さについて、第2項は前項の高さについて状況等を考慮することについて定めるものです。

第9条は横断歩道に接続する歩道等の部分に関する規定でありまして、第1項は横断歩道に接続する歩道等の段差について、第2項は車椅子を使用している者の構造について定めるものです。

第10条は車両乗り入れ部に関する規定でありまして、車両乗り入れ部の有効幅員を定めるものです。

第3章立体横断施設につきましては、6条の構成になっております。

第11条は立体横断施設に関する規定でありまして、第1項は高齢者、障害者等の移動等円滑化のため必要であると認められる箇所に立体横断施設を設けることについて、第2項はエレベーターについて、第3項はエスカレーターについて、それぞれ定めるものです。

第12条はエレベーターに関する規定でありまして、第1項第1号は立体横断施設に設けるエレベーターのかごの幅、奥行きについて、第2号は出入り口が複数あるエレベーターの規格について、第3号は出入り口の有効幅について、第4号はかご内の鏡について、第5号は出入り口の視覚について、第6号はかご内の手すりについて、第7号は開扉時間を延長する機能について、第8号は現在位置の表示について、第9号は音声による装置について、第10号は車椅子使用者の操作盤について、第11号は視覚障害者の操作盤について、第12号は乗降口に接続する歩道等の有効幅、奥行きについて、第13号は昇降方向を音声で知らせる装置について、それぞれ定めるものでございます。

第13条は傾斜路に関する規定でありまして、第1項第1号は立体横断施設に設ける傾斜路の有効幅員について、第2号は縦断勾配について、第3号は横断勾配について、第4号は手すりについて、第5号は点字について、第6号、第7号は路面仕上げについて、第8号は工作物について、第9号はその他工作物について、第10号は踏み幅、踊り場について、それぞれ定めるものです。

第14条はエスカレーターに関する規定でありまして、第1項第1号は立体横断施設に設けるエスカレーターには上下専用をそれぞれ設置することについて、第2号は踏み段表面の仕上げについて、第3号は昇降口の構造について、第4号は踏み段相互の境界について、第5号はくし板と踏み段の境界について、第6号は進入の可否を示すことについて、第7号は踏み段の有効幅について、それぞれ定めるものです。

第15条は通路に関する規定でありまして、第1項第1号は立体横断施設に設ける通路の有効幅員について、第2号は縦横断勾配について、第3号は手すりについて、第4号は手すりの点字について、第5号は路面の仕上げについて、第6号は通路の両側に工作物を設けることについて、それぞれ定めるものです。

第16条は階段に関する規定でありまして、第1項第1号は立体横断施設に設ける階段

の有効幅員について、第2号は手すりについて、第3号は手すりの点字について、第4号は回り段について、第5号、第6号は路面仕上げについて、第7号は段鼻の構造について、第8号は階段の両側に工作物を設けることについて、第9号は歩道等への進入を防ぐ工作物について、第10号は踊り場を設けることについて、第11号は踊り場の踏み幅について、それぞれ定めるものです。

第4章乗合自動車停留所につきましては、2条の構成になっております。

第17条は高さに関する規定でありまして、乗合自動車停留所を設ける歩道等部分の車道等に対する高さを定めるものです。

第18条はベンチ及び上屋に関する規定でありまして、乗合自動車停留所に設けることについて定めるものです。

第5章自動車駐車場につきましては、11条の構成になっております。

第19条は障害者用駐車施設に関する規定でありまして、第1項は障害者が円滑に利用できる駐車部分を設けることについて、第2項は障害者用駐車施設の数について、第3項第1号は障害者用駐車施設に通じる出入り口からの距離について、第2号は有効幅について、第3号は表示について、それぞれ定めるものです。

第20条は障害者用停車施設に関する規定でありまして、第1項は障害者が円滑に利用できる停車部分を設けることについて、第2項第1号は障害者用停車施設に通じる出入り口からの距離について、第2号は有効幅について、第3号は表示について、それぞれ定めるものです。

第21条は出入り口に関する規定でありまして、第1項第1号は有効幅について、第2号は戸を設ける場合の有効幅について、第3号は段差について、それぞれ定めるものです。

第22条は通路に関する規定でありまして、第1項第1号は通路の有効幅員について、第2号は段差について、第3号は路面仕上げについて、それぞれ定めるものです。

第23条はエレベーターに関する規定でありまして、第1項はエレベーターを設ける基準について、第2項は出入り口に近接して設けることについて、第3項、第4項はエレベーターの準用について、それぞれ定めるものです。

第24条は傾斜路に関する規定でありまして、第13条の規定は前条第1項の傾斜路に準用することについて定めるものです。

第25条は階段に関する規定でありまして、階段の構造については第16条の規定を準用することについて定めるものです。

第26条は屋根に関する規定でありまして、屋外に設けられる通路の屋根について定めるものです。

第27条は便所に関する規定でありまして、障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合の構造について、第1項第1号は案内板その他の設備について、第2号は床の表面仕上げについて、第3号は男子用小便器について、第4号は手すりについて、第2項は、

そのうち1以上の便所は次の各号の基準に適合するものとして、第1号は便房について、第2号は高齢者、障害者等の構造について、それぞれ定めるものです。

第28条第1項は便所の構造について規定するもので、第1号は通路と便所の経路について、第2号は有効幅について、第3号は車椅子使用者の支障となる段について、第4号は案内標識について、第5号は、出入り口に戸を設ける場合にあっては、アとして有効幅について、イとして構造について、それぞれ定めるものです。

第2項は便房の構造について規定するもので、第1号は出入り口の段について、第2号は案内標識について、第3号は便座及び手すりについて、第4号は水洗器具について、それぞれ定めるものです。

第3項は、第1項第2号、第5号、第6号の規定は前項に準用することについて定めるものです。

第29条は、前条第1項第1号から第3号、第5号、第6号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第27条第2項第2号の便所に準用することについて定めるものです。

第6章移動等円滑化のために必要なその他の施設等につきましては、5条の構成になっております。

第30条は案内標識に関する規定でありまして、第1項は施設の案内標識について、第2項は視覚障害者を案内する設備について、それぞれ定めるものです。

第31条は視覚障害者誘導用ブロックに関する規定でありまして、第1項は歩道等に必要と認められる通路の敷設について、第2項はブロックの色について、第3項は音声による案内設備について、それぞれ定めるものです。

第32条は休憩施設に関する規定でありまして、歩道等にベンチ等を設けることについて定めるものです。

第33条は照明施設に関する規定でありまして、第1項は歩道等及び立体横断施設の照明施設について、第2項は乗合自動車停留所及び自動車駐車場の照明施設について定めるものです。

第34条は防雪施設に関する規定でありまして、歩道等及び立体横断施設の融雪施設等について定めるものです。

附則第1項として、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

第2項から第6項までは経過措置であります。

附則第2項として、第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、第3条の規定にかかわらず、当分の間、歩道にかえて、歩行者または自転車の安全な通行を確保するための道路の部分を設けることができる。

附則第3項として、第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。

《平成24年12月11日》

附則第4項として、移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーターまたはエスカレーターが存する道路の部分において、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。

附則第5項として、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。

附則第6項として、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないと認められるときは、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは「1メートル」とする。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第6号遠軽町町営住宅等の整備の基準を定める条例の制定について御説明いたします。

本条例につきましても議案第4号と同様に、地域主権一括法の施行により本条例を制定するものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町町営住宅等の整備の基準を定める条例。

本条例は第1条から第18条の構成になっております。

第1条は趣旨に関する規定でありまして、公営住宅法の規定に基づき、町営住宅等の整備の基準に関する事項を定めるものです。

第2条は定義に関する規定でありまして、この条例において使用する用語について定めるものです。

第3条は健全な地域社会の形成に関する規定でありまして、健全な地域社会の形成に資するよう考慮した整備について定めるものです。

第4条は良好な居住環境の確保に関する規定でありまして、安全、衛生、美観等を考慮した整備について定めるものです。

第5条は費用の縮減への配慮に関する規定でありまして、町営住宅等の建設に当たっての費用縮減の配慮について定めるものです。

第6条は位置の選定に関する規定でありまして、災害のおそれがある土地などを避け、かつ通勤、通学等の入居者の利便性を考慮した選定について定めるものです。

第7条は敷地の安全等に関する規定でありまして、第1項は地盤の軟弱な土地などの安全上必要な措置について、第2項は雨水及び汚水を処理する施設を設けることについて定めるものです。

第8条は住棟等の基準に関する規定でありまして、周辺の地域の住環境の阻害の防止等を考慮した配置について定めるものです。

第9条は住宅の基準に関する規定でありまして、第1項は防火、避難及び防犯のための適切な措置について、第2項は熱の損失の防止、住宅に係るエネルギーについて、第3項は遮音性能の確保について、第4項は構造耐力上主要な部分及び一体的に整備される部分の劣化軽減について、第5項は給水、排水及びガスの設備に係る配管の点検及び補修につ

いて、それぞれ定めるものです。

第10条は住戸の基準に関する規定でありまして、第1項は町営住宅の一戸の床面積について、第2項は各住戸の台所、水洗便所等について、第3項は居室内における化学物質の発散の防止について、それぞれ定めるものです。

第11条は住戸内の各部に関する規定でありまして、移動の利便性、安全性の確保及び高齢者等が日常生活を支障なく営むことができる措置について定めるものです。

第12条は共用部分に関する規定でありまして、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保について定めるものです。

第13条は附帯施設に関する規定でありまして、第1項は必要な自転車置き場、物置、ごみ置き場等の附帯施設について、第2項は、前項の附帯施設の入居者の衛生、利便性及び良好な居住環境の確保について定めるものです。

第14条は児童遊園に関する規定でありまして、入居者の利便及び良好な居住環境を確保した位置及び規模について定めるものです。

第15条は集会所に関する規定でありまして、敷地内の住戸数などに応じて入居者の利便を確保した位置及び規模について定めるものです。

第16条は広場及び緑地に関する規定でありまして、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮した位置及び規模を定めるものです。

第17条は通路に関する規定でありまして、第1項は通路の規模、構造、配置について、第2項は通路における階段について定めるものです。

第18条は規則への委任について定めるものです。

附則第1項として、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

なお、参考資料として、本条例に基づく規則を添付しておりますので、御参照願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） 議案第7号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について御説明いたします。

本条例につきましても議案第4号と同様に、地域主権一括法の施行により、公営住宅法の一部改正に伴う入居収入基準の規定及び条文等を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

《平成24年12月11日》

遠軽町町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

別紙内容を省略いたしまして、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

第6条は公営住宅の入居者について規定したもので、第6条第1項第2号アを、特に居住の安定を図る必要があるものとして次のいずれかに該当する場合21万4,000円、
(ア) 入居者または同居者に次のいずれかに該当する者がある場合、aは障害者基本法に規定する障害者で、(a)から(c)に定めるもの、bは戦傷病者特別援護法に定める障害のある者、cは原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による認定を受けている者、dは海外からの引揚者で5年を経過していないもの、eはハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の規定によるハンセン病療養所入所者等、(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合、(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合に改め、第6条第1項第2号イ中「令第6条第5項第2号に規定する金額」を「21万4,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円)」に改め、同号ウ中「令第6条第5項第3号に規定する金額」を「15万8,000円」に改め、同項第3号中「明らかかな者」を「明らか」に、同項第4号中「滞納のない者」を「滞納がないこと。」に改めるものです。

第6条第2項第2号中「(昭和45年法律第84号)」を削り、同号ア中「身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれか」を「前項第2号ア(ア) a(a)」に改め、同号イ中「(知的障害を除く。以下同じ)」及び「(昭和25年政令第155号)」を削り、第6条第2項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同項第6号及び第7号を削り、第8号を第4号とし、第6条第2項に第5号「前項第2号ア(ア) bからeまでのいずれかに該当するもの」を加えるものです。

第13条は、第1項中「、施行規則第10条で定めるところにより」を削り、同条第2項を、町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の承認をしてはならない。第1号、当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第6条第1項第2号に規定する金額を超える場合、第2号、当該入居者が法第32条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合、第3号、同居させようとする者が暴力団員である場合に改めるものです。

第53条は、公営住宅を特定公共賃貸住宅としての入居資格に関する規定で、見出しを「(入居者の資格)」に改め、第3号を削り、同条に第2項「町長は、その者及びその者と現に同居し、または同居しようとする親族が暴力団員であるときは、公営住宅を使用することを認めてはならない。」を加えるものです。

第57条は改良住宅の入居者の資格に関する規定で、第2項第2号アを、特に居住の安定を図る必要があるものとして、第6条第1項ア(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合13万9,000円に、同号イ中「改良法施行令第12条後段の規定により読み

《平成24年12月11日》

替えた令第6条第5項第2号に規定する金額」を「11万4,000円」に改め、同項第3号中「明らかな者」を「明らか」に、同項第4号中「滞納のない者」を「滞納がないこと。」に、それぞれ改めるものです。

次に、第62条は特定公共賃貸住宅の入居者の資格に関する規定で、第1項第5号中「滞納のない者」を「滞納がないこと。」に改めるものです。

第68条は寡婦住宅の入居者の資格に関する規定で、見出しを「(入居者の資格)」に改め、同条中「具備するもの」を「具備する者」に改め、同条第4号中「令第6条第5項第3号」を「第6条第1項第2号ウ」に、「その者が身体障害者である場合その他の同条第4項で定める場合に該当するときは、同条第5項第1号」を「特に居住の安定を図る必要があるものとして同条第1項第2号ア(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合は、同条第1項第2号ア」に改めるものです。

附則第7項の読みかえ規定については、この改正により不要となるため削るものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するとするものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第8号遠軽町都市公園条例の一部改正について御説明いたします。

本条例につきましても議案第4号と同様に、地域主権一括法の施行により都市公園法の一部改正により、本条例の一部を改正するものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町都市公園条例の一部を改正する条例。

遠軽町都市公園条例の一部を次のように改正する。

別紙内容を省略いたしまして、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

第2条の次に、新たに第2条の2から第2条の6及び第2条の6に関する別表1を加えるもので、第2条の2、設置基準は、都市公園法第3条第1項で定める基準を第2条の3及び第2条の4で定めるものです。

第2条の3、住民1人当たりの敷地面積の標準は、住民1人当たりの敷地面積の標準値と市街地の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準値を定めるものでございます。

第2条の4、配置及び規模の基準は、設置する都市公園の配置及び規模を特質に応じて第1号から第4号として、第1号は主として街区内に居住する者が利用する都市公園の敷地面積、第2号は主として近隣に居住する者が利用する都市公園の敷地面積、第3号は主として徒歩圏内に居住する者が利用する都市公園の敷地面積、第4号は主として区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的に利用する都市公園の敷地面積をそれぞれ定めるものです。

第2条の4第2項は、都市公園の設置目的に応じた配置及び敷地面積を定めるものです。

第2条の5、公園施設の設置基準の第1項は、都市公園法第4条第1項の本文条例で定

める場合は100分の2とするものです。

第2項から第5項は、都市公園法施行令に規定する建築物に限り、前項の規定により認められる建築面積をそれぞれ超えることができることを定めるものです。

第2条の6は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準でありまして、第1項は特定公園施設を設置する基準を別表第1のとおりとし、第2項は災害等のため一時使用するときは、前項の規定による基準によらないことを定めるものです。

第7条第1項中「別表第1」を「別表第2」に、第18条第1項中「別表第2」を「別表第3」に、第25条第1項中「別表第3」を「別表第4」に、それぞれ改めるものです。

次に、別表第3を別表第4とし、別表第2を別表第3とし、別表第1を別表第2とし、別表第1を加えるものです。

別表第1（第2条の6関係）は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めたもので、1の園路及び広場については、出入口、通路、階段、傾斜路、転落防止などの設備の設置基準について定めています。

2の屋根付広場については、出入口及び車椅子の利用に適した広さ等の基準について定めています。

3の休憩所及び管理事務所であります。休憩所については、出入口の幅、段、傾斜路及び戸を設ける場合の基準について、カウンター、便所を設ける場合は車椅子の利用に適した構造の基準について定めています。また、管理事務所については、（1）の規定を準用することを定めています。

4の野外劇場及び野外音楽堂であります。野外劇場については、出入口及び通路の幅、段、傾斜路、勾配、路面、設備、観覧スペース、便所について、また、観覧スペースの幅、段、設備について定めています。また、野外音楽堂については、（1）（2）の規定を準用することを定めています。

5の駐車場を設ける場合については、基準台数、幅、表示について定めています。

6の便所につきましては、床、小便器、手すり、便房について定め、また、便房が設けられた便所の出入口、広さ、構造等の基準について定めています。

7の水飲み場及び手洗い場については、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすることを定めるものです。

8の掲示板及び標識については、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造で、表示内容が容易に識別できるものであることを定め、また、特定公園施設の標識について準用することを定めるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案5件の質疑を行います。

質疑は各案件ごとに行います。

これより、議案第4号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号の質疑を行います。

荒井議員。

○13番(荒井範明君) 新旧対照表の一部ですけれども、3ページと4ページにわたりますが、3ページの同居の承認ですね、第13条の第2項第3号に同居させようとする者が暴力団員である場合、これは承認してはならないということですが、この後、入居者の資格ということで、第53条の第2項に同居しようとする親族が暴力団員云々とありますけれども、13条のところで同居者が暴力団員である場合は、親族という狭い範囲ではなくて広い範囲ですから、53条の2項もカバーしているというふうに思いますけれども、条文としてはダブっているのかなという気がいたしますけれども、いかがでしょうか。

○議長(前田篤秀君) 山本建設課参事。

○建設課参事(山本善宏君) 今の御質問でございますけれども、13条と53条、またほかにもあるのですけれども、町営住宅の管理条例の中に公営住宅、それから改良住宅、それから特公賃、それぞれに定めているということがありまして、それぞれ別の住宅に対して、それぞれ暴力団員については入居をさせないという規定を設けております。

○議長(前田篤秀君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第4号遠軽町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてから、議案第8号遠軽町都市公園条例の一部改正についてまでの議案5件については、なお審査の必要があると思われますので、経済常任委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第8号までの議案5件については、経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

◎日程第14 議案第9号

○議長(前田篤秀君) 日程第14 議案第9号町道路線の認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川原建設課長。

○建設課長(中川原英明君) 議案第9号町道路線の認定について御説明申し上げます。

道路法第8条第2項の規定により、開発行為及び旭川紋別自動車道丸瀬布遠軽道路の整備に伴う道路築造により、町道路線を認定いたしたく議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、認定する路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地、幅員、延長を記載しております。

それでは、赤番3、参考資料、町道路線の認定に関する資料より説明いたします。1ページをごらんください。

これは、町道路線認定位置図でございまして、場所は2条通北6丁目、伊豆田國雄様所有地地先の開発行為により新たに築造されました道路を町道として認定するもので、黒色太線が対象路線であり、丸印が起点、三角印が終点でございます。

図面中央上から路線番号A-200、サニープレイス1号通であり、その下が路線番号A-201、サニープレイス1条通で、図面中央下が路線番号A-202、サニープレイス2条通でございます。

次の2ページはその詳細図で、図面上側が開発行為の前の地番図で、下側が開発行為の地番図でございます。

路線番号A-200はサニープレイス1号通で、起点を1条通北6丁目1番31地先から、終点を1条通北6丁目1番83地先まで、延長59メートル、幅員8～16.2メートルでございます。路線番号A-201はサニープレイス1条通で、起点を2条通北6丁目1番82地先から、終点を2条通北6丁目1番4地先まで、延長180メートル、幅員8～15.6メートルでございます。路線番号A-202はサニープレイス2条通で、起

《平成24年12月11日》

点を2条通北6丁目1番81地先から、終点を2条通北6丁目1番6地先まで、延長188メートル、幅員8～15.5メートルでございます。

なお、開発行為区域内の図面中央上側に点線で表示されている町道2条中通につきましては、一部未供用区間を含めて認定しておりましたが、今回の開発行為により未供用区間に道路が築造されたため、法令に基づき、軽微な変更として取り扱うことから、議会の議決を要せず供用開始となった変更の工事を行うものですので、御承知おき願いたいと思います。

次の3ページをごらんください。

場所は若咲内林地先から丸瀬布金山上野地先まで、旭川紋別自動車道丸瀬布遠軽道路建設に伴い、民有地の通行ができなくなるため築造されました道路を町道として認定するもので、黒色太線が対象路線で、丸印が起点、三角印が終点で、路線番号F-41、若咲内金山間道路でございます。

次の4ページは、若咲内金山間道路の整備前の地番図で、5ページは整備後の地番図でございます。

路線番号F-41は若咲内金山間道路で、起点を若咲内65番4地先から、中略記号を挟んで、終点を丸瀬布金山243番1地先まで、延長2,146メートル、幅員11.2～37メートルでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第9号町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 議案第10号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第10号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に

より、工事請負契約を締結したく議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成24年度向遠軽開拓道路道路改良工事（国債）であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額6,741万円であります。

契約相手方は、紋別郡遠軽町2条通北4丁目1番地9、日新工業株式会社、代表取締役遠藤利秀であります。

この工事につきましては、平成24年11月27日、株式会社管野組外7者により指名競争入札を行い、日新工業株式会社が6,741万円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表、裏18番に記載しておりますので、御参照願います。

なお、日新工業株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成25年10月31日の完成を予定しているところです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第10号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

昼食のため、午後1時まで暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第16 議案第11号から日程第20 議案第15号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第16 議案第11号指定管理者の指定について（伊吹牧場ほか10施設）、日程第17 議案第12号指定管理者の指定について（生田原コミュニティセンター「ノースキング」）、日程第18 議案第13号平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）、日程第19 議案第14号平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第20 議案第15号平成24年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上議案5件は関連がありますので、一括して議題といたします。

《平成24年12月11日》

上程の順により提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第11号指定管理者の指定について御説明いたします。

公の施設、牧野11施設について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、伊吹牧場、八重牧場、白竜牧場、千代田牧場、見晴牧場、弥生牧場、柏牧場、東白滝牧野、支湧別牧野、天狗平牧野、天狗平第2牧野であります。

指定管理者は、湧別町上湧別屯田市街地230番地、えんゆう農業協同組合、代表理事組合長中川菊夫であります。

指定の期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間であります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

指定管理者の選定結果について御説明いたします。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称等の名称、所在地は、記載のとおりであります。

業務は、ア、牧野の維持管理に関する業務、イ、牧野の使用の許可等に関する業務、ウ、牧野の使用の許可に係る料金の徴収に関する業務、エ、前3号に掲げるもののほか、町長が牧野の管理運営上必要と認める業務であります。

指定の期間は記載のとおりであります。

指定管理料は、年間850万円、3年間で総額2,550万円であります。

選定結果は、平成24年11月21日、指定管理者選定委員会を開催しまして、提出されました申請書の審査をしております。

非公募とした理由であります。牧野は、本町の酪農及び畜産振興の重要な拠点の一つであり、その管理については専門性が必要とされる施設であることから、地元農協が指定管理者として運営することが最も適しており、公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由は、申請団体から提出された申請書の内容について審査の結果、牧野の設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、牧野の安定的な経営及び草地の的確な管理を行うための計画が確実に具体的な内容となっており、施設の適正な管理運営が可能であると評価されました。また、これまでの指定管理実績を生かしながら、管理を安定して行う経営規模、能力と組織体制を備えている点も評価されたため、えんゆう農業協同組合を指定管理者の候補者に選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に、提出された申請書をもとに施設管理に係る細目の事項を協議し、協定を締結することとしております。

続きまして、議案第12号指定管理者の指定について御説明いたします。

《平成24年12月11日》

公の施設、生田原コミュニティセンター「ノースキング」について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、生田原コミュニティセンター「ノースキング」であります。

指定管理者は、遠軽町生田原871番地4、株式会社生田原振興公社、代表取締役阿部満であります。

指定の期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でありませぬ。

次のページ、参考資料をお開き願います。

指定管理者の選定結果について御説明いたします。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称等の名称、所在地は記載のとおりであります。

業務は、ア、コミュニティセンターの維持管理に関する業務、イ、コミュニティセンターの運営に関する業務、ウ、コミュニティセンターの使用許可に関する業務、エ、コミュニティセンターの使用許可に係る料金の徴収に関する業務、オ、前各号に掲げるもののほか、町長が施設の管理運営上必要と認める業務であります。

指定の期間は記載のとおりであります。

指定管理料は、年間2,377万2,000円、3年間で総額7,131万6,000円あります。

選定結果は、平成24年11月21日、指定管理者選定委員会を開催しまして、提出された申請書の審査をしております。

非公募とした理由であります、生田原コミュニティセンターを管理運営するために本町が出資して設立した団体であり、これまでの管理実績などから、施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成されることが見込まれるため、公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由は、申請団体から提出された申請書の内容について審査の結果、生田原コミュニティセンター「ノースキング」の設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、利用者サービス向上に向けた具体的な計画、施設の適切な維持及び管理に係る計画、施設管理を安定的に行う人員計画が確実で具体的な内容となっており、施設の効用を発揮するものと評価されました。また、これまでの指定管理実績を生かしながら、管理を安定して行う経営規模、能力と組織体制を備えている点も評価されたため、株式会社生田原振興公社を指定管理者の候補者に選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に、提出された申請書をもとに施設管理に係る細目の事項を協議し、協定を締結することとしております。

以上で議案の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 議案第13号平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,987万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を140億1,292万5,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

繰越明許費につきましては、「第2表繰越明許費」により御説明いたします。

債務負担行為の補正につきましては、「第3表債務負担行為補正」により御説明いたします。1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

10款地方交付税につきましては、6,857万8,000円追加し、総額を71億2,450万円とするものであります。1項同額であります。

13款使用料及び手数料につきましては、1項使用料に611万2,000円追加し、総額を4億5,236万7,000円とするものであります。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に1,529万8,000円追加、2項国庫補助金に4,300万7,000円追加し、総額を8億751万円とするものであります。

15款道支出金につきましては、1項道負担金に817万2,000円追加、2項道補助金に1億665万7,000円追加し、総額を5億8,273万6,000円とするものであります。

17款寄附金につきましては、205万円追加し、総額を459万4,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計137億6,305万1,000円に2億4,987万4,000円追加し、総額を140億1,292万5,000円とするものであります。

2ページをお開き願います。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に9,984万7,000円追加し、総額を28億5,102万7,000円とするものであります。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に1億3,755万5,000円追加、2項児童福祉費に101万円を追加し、総額を30億3,855万5,000円とするものであります。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に977万6,000円追加、2項清掃費を357万3,000円減額し、総額を10億4,564万3,000円とするものであります。

8款土木費につきましては、6項住宅費に542万6,000円追加し、総額を17億

《平成24年12月11日》

9,018万4,000円とするものであります。

10款教育費につきましては、2項小学校費に78万8,000円追加、4項学校給食費を100万5,000円減額、6項社会教育費に5万円追加し、総額を9億8,715万9,000円とするものであります。

これによりまして、歳出合計137億6,305万1,000円に2億4,987万4,000円追加し、総額を歳入歳出同額の140億1,292万5,000円とするものであります。

次に、第2表繰越明許費について御説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、テレビ視聴環境整備事業8,360万5,000円は、テレビ北海道(TVh)を町内のほぼ全域で視聴可能にするための経費でありまして、年度内支出が見込めませんので、繰越明許費とするものであります。

なお、繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、翌年5月31日までに調整し、次の本議会において御報告いたします。

4ページをお開き願います。

第3表債務負担行為補正について御説明いたします。

債務負担行為の追加につきましては、指定管理者制度による牧野管理費用は、債務負担行為の期間を平成24年度から平成27年度とし、限度額を2,550万円とする遠軽町牧野の指定管理費用であります。

指定管理者制度による生田原コミュニティセンター管理費用は、債務負担行為の期間を平成24年度から平成27年度とし、限度額を7,131万6,000円とする生田原コミュニティセンターの指定管理費用であります。

西町跨線橋解体工事負担金は、債務負担行為の期間を平成24年度から平成25年度とし、限度額を3,325万6,000円とするものであります。

なお、追加します債務負担行為に係る調書につきましては、30ページに記載しておりますので、御参照願います。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。12ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、職員人件費299万円の追加につきましては、職員の人事異動等に伴う一般職給の減額、昇格に伴う支給対象者の異動による管理職手当の追加、人事異動に伴う時間外手当及び休日勤務手当の減額、子ども手当、職員共済組合負担金など共済費の追加であります。総務一般経費12万9,000円につきましては、北海道派遣職員負担金であります。

5目財産管理費、財産管理一般経費1,112万3,000円につきましては、国の空き家再生等推進事業を活用して、町内に点在する老朽化した旧職員住宅及び旧教職員住宅について解体を進めるものです。これは、平成24年度国の補助金執行残により、生田原地

域の旧職員住宅及び旧教職員住宅について前倒しで解体を進め、居住環境の整備改善を図るものでありまして、解体工事に伴う水道検査手数料2万6,000円、生田原地域の旧職員住宅・旧教職員住宅解体工事1,109万7,000円を新たに計上するものであります。財源は、地域住宅交付金の空き家再生等推進事業391万8,000円であります。

テレビ視聴環境整備事業8,360万5,000円につきましては、テレビ北海道（TVh）を町内のほぼ全域で視聴可能にするための経費でありまして、遠軽及び丸瀬布のデジタル中継局のほか、町またはテレビ組合所有の共聴施設を整備するための経費を計上するものであります。

なお、この事業は、平成24年度繰越明許費として実施し、来年度秋以降から順次、視聴可能となる予定であります。財源は、無線システム普及支援事業補助金3,829万9,000円であります。事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

15目基金運営費、基金運営事業200万円につきましては、指定寄附金12件及びふるさと納税寄附金3件によるまちづくり振興基金積立金の追加であります。このうち1件は、本補正で図書購入費に充当するものであります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、介護保険事業110万5,000円につきましては、介護保険特別会計の補正に伴う繰出金の追加であります。

2目障害者福祉費、障害者自立支援事業3,349万1,000円につきましては、日常生活用具給付事業扶助費37万2,000円の減額、身体障害者（児）補装具扶助費6万4,000円の減額及び身体障害者更生医療扶助費183万8,000円の減額は実績見込みの精査による減額、介護給付費・訓練等給付費3,263万1,000円は実績見込みにより不足が見込まれることによる追加、障害者自立支援対策推進事業扶助費313万4,000円は、自立支援法改正に伴い新たな事業が対象となることから追加するものであります。

3目高齢者福祉費、民間社会福祉施設整備事業1億248万6,000円につきましては、養護老人ホーム緑の園等建設事業補助金の追加でありまして、平成24年度建設事業の地域密着型特別養護老人ホームグリーンプラザ新設に対して、道の介護基盤緊急整備特別対策事業交付金の内示があったことから、同額を町補助金として追加するものであります。財源は、全額、介護基盤緊急整備特別対策事業交付金であります。

5目社会福祉施設費、保健福祉総合センター管理事業47万3,000円につきましては、真空ヒーター給湯用熱交換器の効率低下により管理に支障を来していることから、分解清掃及び研磨等に要する修繕料を追加するものであります。

2項児童福祉費2目児童措置費、児童手当支給事業101万円の追加につきましては、新たな児童手当制度により受給者に対する所得制限が導入されたことから、児童手当扶助費被用者3歳未満分ほか、特例給付分への移行及び実績見込みによる精査であります。

4款衛生費1項保健衛生費2目母子保健費、子育て支援事業10万3,000円につきましては、保健福祉総合センター所管のベビースケール、体重計2台のうち、計測値の誤

差が生じている1台を更新するもので、このほど道補助金の交付決定がなされたことから追加するものであります。財源は、全額、子育て支援対策事業費補助金であります。

3目予防費、予防接種事業330万7,000円につきましては、健康管理システム改修業務委託料29万4,000円は、予防接種ワクチンの形状、接種回数の変更に伴う健康管理システム改修に要する経費、予防接種委託料301万3,000円につきましては、子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌ワクチン接種者が当初見込みを上回ることから追加するものであります。財源は、子宮頸がんワクチン等接種助成事業補助金135万7,000円であります。

5目診療所費、医科診療所運営事業25万4,000円につきましては、生田原診療所に係る平成23年度下半期及び平成24年度上半期運営費が確定したことによる追加であります。平成23年度下半期運営費確定額1,506万6,000円、平成24年度上半期運営費確定額1,438万8,000円の合計額は2,945万4,000円でありまして、当初予算不足額を補正するものであります。

歯科診療所運営事業611万2,000円につきましては、丸瀬布及び白滝歯科診療所の診療件数の増加に伴う委託料の追加であります。財源は、全額、診療所使用料であります。

2項清掃費1目清掃総務費、リサイクル推進事業617万7,000円の減額につきましては、遠軽地区広域組合衛生負担金の執行精査であります。

2目塵芥処理費、ごみ処理場管理事業260万4,000円につきましては、旭野一般廃棄物最終処分場中間処理施設設計業務委託料であります。当最終処分場は、平成18年度から平成32年度の15年間で一般廃棄物を処理する計画でありましたが、昨年度実施した最終処分場の残余量調査の結果、計画より3年早く埋め立てが終了することが判明したことから、最終処分場の延命化を図るための対策として、現在、埋立処分をしている廃プラスチック等のごみを圧縮梱包し、埋め立てを行うために必要となる中間処理施設の設計業務を新たに委託するものであります。

8款土木費6項住宅費2目住宅建設費、町営住宅建設事業542万6,000円につきましては、(仮称)やまなみ団地町営住宅設計業務委託料でありまして、丸瀬布地域の老朽化した町営住宅の建てかえ及び散在している団地の集約を目的とした全体計画に基づき、平成25年度の建設開始に向けた実施設計業務を新たに委託するものであります。財源は、地域住宅交付金97万6,000円であります。

10款教育費2項小学校費3目学校建設費、小学校建設事業78万8,000円につきましては、平成25年度遠軽小学校に入学する児童で特別支援教育の言語学級対象児童がいることから、新たに教室の確保が必要となるため、2階の教材室を特別支援教室に改修するための工事請負費であります。

4項学校給食費1目小中学校給食費、学校給食管理一般経費100万5,000円の減額につきましては、平成24年10月から職員1名を採用したことによる嘱託職員報酬及

《平成24年12月11日》

び社会保険料の減額であります。

6項社会教育費2目図書館費、図書館図書室管理運営事業5万円につきましては、図書購入費の追加でありまして、本補正により歳入計上した寄附金を充当するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。8ページをお開き願います。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税6,857万8,000円につきましては、普通交付税の追加であります。

13款使用料及び手数料1項使用料1目保健衛生使用料611万2,000円につきましては、丸瀬布及び白滝歯科診療所に係る診療所使用料の追加であります。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金1,562万4,000円につきましては、障害者介護給付費等負担金の追加及び障害者自立支援医療費負担金の減額であります。

2節児童福祉費負担金32万6,000円の減額につきましては、新たな児童手当制度による負担金の精査であります。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金3,829万9,000円につきましては、テレビ視聴環境整備事業に係る無線システム普及支援事業補助金であります。

2目民生費国庫補助金18万6,000円の減額につきましては、地域生活支援事業費等補助金の精査であります。

4目土木費国庫補助金489万4,000円につきましては、空き家再生等推進事業及び地域優良賃貸住宅整備事業による（仮称）やまなみ団地町営住宅設計業務に係る地域住宅交付金の追加であります。

15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金1節社会福祉費負担金781万3,000円につきましては、障害者介護給付費等負担金の追加及び障害者自立支援医療費負担金の減額であります。

2節児童福祉費負担金35万9,000円につきましては、新たな児童手当制度による負担金の追加であります。

2項道補助金2目民生費道補助金1億519万7,000円につきましては、地域生活支援事業費等補助金9万3,000円は精査による減額、介護基盤緊急整備特別対策事業交付金1億248万6,000円は地域密着型特別養護老人ホームグリーンプラザ新設に伴う交付金、障害者自立支援対策推進費補助金280万4,000円は制度改正により新たに見込むものであります。

3目衛生費道補助金146万円につきましては、子宮頸がんワクチン等接種助成事業補助金135万7,000円の追加及び子育て支援事業に係る子育て支援対策事業費補助金10万3,000円であります。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金155万円の追加につきましては、まちづくり振興資金として、新ひだか町、池内ベニヤ株式会社、代表取締役池内一秀様から100万

円、岩見通北4丁目、佐藤満様から5万円、社会福祉振興資金として、千代田、岡田一司様から10万円、東町2丁目、佐川哲史様から5万円、遠軽ライオンズクラブ会長、佐野和志様から10万円、東町3丁目、松橋安男様から2万円、匿名希望者様から2万円、リズムダンスレディース代表、河瀬美栄子様から3万円、教育振興資金として、1条通北2丁目、遠藤キン子様から5万円、東町2丁目、小納谷怜子様から5万円、スポーツ振興資金として、遠軽軟式野球連盟会長、佐野和志様から3万円、図書館用図書購入資金として、東町2丁目、佐川哲史様から5万円。3目ふるさと納税寄附金50万円の追加につきましては、京都市、川嶋好仁様から10万円、匿名希望者様から10万円、同じく匿名希望者様から30万円、指定寄附金がございましたので、寄附者の御意志に沿いまして予算措置をしたところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 一般会計の補正予算3の歳出、ページ数12ページから13ページ、2款総務費1項総務管理費5目財産管理費の2番目にありますテレビ視聴環境整備事業につきまして御説明申し上げたいと思います。配付資料、赤番4番もあわせてごらんいただきたいというふうに思っております。

テレビ北海道（TVh）につきましては、平成元年に開局して以降、道央、道南方面を中心にエリアの拡大を行ってきたところでございます。国の地デジ政策に伴いましてエリア拡大を一旦中止いたしまして、アナログ局の地デジ化を優先して実施してきた経過がございます。

この1ページの図面につきましては、北海道内におけますテレビ北海道（TVh）の放送エリア図でございます。網かけになっているところが放送エリアとなっており、現在、全道約267万世帯のうち93%に当たります249万世帯がカバーされております。ここオホーツク総合振興局管内では、昨年から今年にかけて、網走中継局、北見中継局などが開局したことによりまして、網走市や北見市を初め、北網地区のほとんどにおきまして視聴が可能となっております。逆に、遠紋地区につきましては、ほとんどの市町村がエリア外となっておりますが、網走中継局からの電波を受信することができます紋別市、湧別町、佐呂間町の一部のみにおきまして視聴が可能となっております。

道内での世帯カバー率は93%に上っておりますけれども、この視聴エリア図を見てもわかるように、北海道内についてはとても広いため、放送エリア自体は広くありません。

現在、国では、このように後から開局した民放局の放送エリアの拡大に対しまして、中継局の整備費用を支援しておりまして、テレビ北海道ではこの支援を受けながら、道東、道北方面へエリアの拡大を図っているところでございます。ただ、この支援制度につきましては、現在のところ、平成27年度までとされておりまして、これに加えて諸官庁であります総務省北海道総合通信局に確認しましたところ、この支援の予算枠も年々減少していることから、来年度以降、必ずしも補助採択されるか不透明な状況であるとの回答を受

《平成24年12月11日》

けたところでございます。一方で、今年度分につきましては、支援枠に余裕があるとのことでありますので、町といたしましては、今年度事業として整備を行いたいというふうに考えております。

続きまして、2ページをごらんいただきたいというふうに思います。

これは、遠軽町内におけます中継局、共同受信施設の位置図でございます。遠軽町におきましても国の支援を受けた中で、遠軽及び丸瀬布、二つの中継局の整備を行い、これとあわせて国の支援対策対象外となります全ての共同受信施設も、単独費でございますが、整備をしたいと考えてございます。町所有の施設につきましては工事費として施行、また、民放所有、組合所有の施設につきましては、補助金として全額の支援を考えてございます。

これら一連の整備によりまして、現在、町内で中継局及び共同受信施設から送られてきます電波でテレビを見ている全ての世帯約1万700世帯におきまして、テレビ北海道（TVh）の視聴が可能となります。

整備のスケジュールの見通しにつきましては、今年度中に国庫補助の交付決定を受けまして、事業につきましては翌年度に繰り越して実施したいというふうに考えてございます。来年秋以降の開局を目標に進めていきたいというふうに考えてございます。開局時期等につきましては、広報等につきまして周知を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第14号平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,162万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億7,673万7,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に4万8,000円、2項国庫補助金に1万3,000円追加し、総額を6億2,397万6,000円とするものであります。

6款道支出金につきましては、2項道補助金に1万3,000円追加し、総額を1億2,199万1,000円とするものであります。

10款繰越金につきましては、3,154万7,000円追加し、総額を3,154万8,000円とするものであります。1項同額です。

これによりまして、歳入合計27億4,511万6,000円に3,162万1,000円追加し、総額を27億7,673万7,000円とするものであります。

《平成24年12月11日》

次に、歳出について御説明いたします。2ページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費を41万6,000円減額し、総額を5,229万8,000円とするものであります。

3款後期高齢者支援金等につきましては、15万1,000円追加し、総額を2億8,734万円とするものであります。1項同額です。

10款諸支出金につきましては、3,188万6,000円追加し、総額を3,398万2,000円とするものであります。1項同額です。

これによりまして、歳出合計27億4,511万6,000円に3,162万1,000円追加し、総額を歳入歳出同額の27億7,673万7,000円とするものであります。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から御説明いたします。8ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、職員人件費41万6,000円につきましては、人事異動に伴う会計間の移動による減額であります。扶養手当、住居手当、子ども手当の減額と通勤手当、一般職給の追加によるものであります。

3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援金15万1,000円につきましては、1人当たりの負担金額の増額による追加であります。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金5目償還金3,188万6,000円につきましては、平成23年度交付額の確定による返還額の追加であります。

次に、2、歳入について御説明いたします。6ページをお開き願います。

2、歳入。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金4万8,000円と同款2項国庫補助金1目財政調整交付金1万3,000円は、1人当たりの後期高齢者支援負担金額の追加に伴うものであります。

6款道支出金2項道補助金1目財政調整交付金1万3,000円は、後期高齢者支援負担金の法定分の追加に伴うものであります。

10款繰越金1項繰越金1目繰越金3,154万7,000円は、決算によります前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 議案第15号平成24年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成24年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億119万9,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたしま

す。1 ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から御説明いたします。

1、歳入。

2款分担金及び負担金につきましては、68万円を追加し、総額を894万8,000円とするものであります。1項同額であります。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金に110万5,000円を追加し、総額を2億1,168万1,000円とするものであります。

これによりまして、歳入合計13億9,941万4,000円に178万5,000円を追加し、総額を14億119万9,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。2ページをお開き願います。

2、歳出。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に52万5,000円を追加し、3項介護認定諸費に126万円を追加し、総額を3,684万8,000円とするものであります。

これによりまして、歳出合計13億9,941万4,000円に178万5,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の14億119万9,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。8ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、一般管理費52万5,000円につきましては、介護認定ソフト改訂に伴い、介護保険システム改修業務委託料を新たに追加するものであります。

3項介護認定諸費1目介護認定審査会費、介護認定審査会費126万円につきましては、介護認定ソフト改訂に伴い、遠軽地区介護認定支援ネットワークシステム改修業務委託料を新たに追加するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。6ページをお開き願います。

2、歳入。

2款分担金及び負担金1項負担金1目認定審査会負担金68万円につきましては、遠軽地区介護認定審査会2町負担金の追加であります。

8款繰入金1項一般会計繰入金3目その他一般会計繰入金110万5,000円につきましては、事務費一般会計繰入金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案5件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第11号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号の質疑を行います。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） ノースキングに関する指定管理料の件について幾つかお尋ねをいたします。

まず、例年から見ますと、年間約160万円の指定管理料の値上げになっております。それで、レストランが直営になりますので、テナント料の収入がなくなりますけれども、レストランの利益を充当するというので、差し引き、相殺できるというふうに説明を受けております。それから値上げについては、若干の燃料費の高騰によるものという説明を受けておりますけれども、平成22年度並みの経営では約400万円を超える利益が出ておりますね。それで新年度から年間160万円の値上げですから、単純に計算しますと560万円浮く計算になります。平成25年度から燃料費の高騰が560万円相当というふうに見てこの金額を計上したのかどうかということと、2点目は、どのような経営団体でもそうなのですが、地方自治体もそうですけれども、財政がきつくなると、まず理事者の報酬からいじります。減額するということですね。生田原振興公社についても、経営が苦しくなれば、遠軽町に助けてくれという手を出す前に、みずから経営責任者がその報酬を減額するというような運びにならないのか、この2点についてお伺いをいたします。

○議長（前田篤秀君） 岡村生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（岡村 宏君） お答えをさせていただきます。

先ほどの御質問の第1点目、燃料費の関係でございます。

燃料費につきましては、21年度にろ過器の改修をさせていただきまして、これ以降、使用量が減ってきております。前回の算定のときに重油年間22万1,000リットルを予定しておりました。その後、21年度の改修によりまして、その後の平均でおおよそ19万リットルということで、ここで燃料の量自体は圧縮をしておりますけれども、21年度算定のときの単価が71円40銭、これが現在の単価で92円40銭ということになりますので、トータルで178万円ほど燃料費が増加しております。そのほかにレストランのテナントが今まで持っていましたプロパンガス代240万円が今度公社の負担となりますので、その分ふえております。

それと2点目、公社の役員の報酬の関係でございます。

役員の報酬につきましては、公社の取締役会で、その事業に必要とされる人材の報酬を決めているというふうに聞いております。

なお、今、荒井議員がおっしゃったことにつきましては、このような御意見があったということで公社のほうに伝えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 最初のほうの質問ですけれども、新年度から燃料費の値上げ

分、これを560万円というふうに見ているということだと思います。

○議長（前田篤秀君） 岡村生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（岡村 宏君） 先ほど申し上げましたとおり、重油代で178万円、それとプロパンガス代240万円増の420万円ほどが増加というふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 平成22年度並みの営業成績を残せば420万円ぐらいの利益は出ているのですよね。そうしたら、先ほどの燃料代の高騰部分とほぼ相殺されるというふうになります。なぜ160万円新たに追加するということになるのでしょうか。その根拠を説明してください。

○議長（前田篤秀君） 岡村生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（岡村 宏君） 算定上、収入につきましては、平成21年度から22年度の平均で見えております。

なお、23年度につきましては、お風呂の改修等で約一月、その後、サウナの改修等で約二月の利用できない期間があったため、歳入については、23年度は除外して計算をしております。

また、歳出につきましては、ホテルにつきましては21年度から23年度までの集計、それとレストランにつきましては、全く新たな事業でございますので、22年度の宿泊者、それとレストランの朝食利用者の数字を勘案して推計をしているところでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、12ページから13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款民生費、14ページから17ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款衛生費、18ページから21ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 8款土木費、22ページから23ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（前田篤秀君） 10 款教育費、24 ページから29 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
10 款地方交付税、8 ページから9 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 13 款使用料及び手数料、8 ページから9 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 14 款国庫支出金、8 ページから9 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 15 款道支出金、8 ページから11 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 17 款寄附金、10 ページから11 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第2表繰越明許費、3 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第3表債務負担行為補正、4 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） これをもって、議案第13号の質疑を終わります。
次に、議案第14号の質疑を行います。
質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。
1 款総務費、8 ページから9 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 3 款後期高齢者支援金等、10 ページから11 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 10 款諸支出金、12 ページから13 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
3 款国庫支出金、6 ページから7 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 6 款道支出金、6 ページから7 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 10 款繰越金、6 ページから7 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） これをもって、議案第14号の質疑を終わります。
次に、議案第15号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

2款分担金及び負担金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 8款繰入金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案5件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第11号指定管理者の指定について(伊吹牧場ほか10施設)を採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号指定管理者の指定について(生田原コミュニティセンター「ノースキング」)を採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成24年度遠軽町一般会計補正予算(第7号)を採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成24年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成24年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日は、これで延会とします。

午後 1時52分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	前田篤秀
署名議員		岩澤武征
署名議員		阿部君枝